講師等の勤務条件について

（Ｒ４．１２．１現在）

区　　分		常勤講師 （臨時的任用職員・任期付職員）	非常勤講師 （会計年度任用職員）
任用の区分		○臨時的任用職員 ・産休代替 ・年度中途退職代替 ・休職代替 ・欠員代替 ・その他（傷病職免代替等） ○任期付職員（１年以上の休業請求） ・育休代替 ・配偶者同行休業代替	・子どもの未来応援 ・不登校対応　　・専科指導 ・日本語指導　　・少人数指導 ・発達障害対応　・進路指導 ・生徒指導　　・傷病職免代替 ・休職代替 ・コーディネーター支援 ・その他（小学校英語充実等）
勤務条件	給料・報酬	小・中学校　　２級１９号給～ ２１０，１００円（大卒）～ 特別支援学校　２級１９号給～ ２１０，１００円（大卒）～ 幼稚園　　２級２３号給～ ２０７，７００円（大卒）～ 高等学校　　２級１９号給～ ２１０，１００円（大卒）～	１勤務時間 小・中学校 ２，８２９円（２，７８８円） 特別支援学校 ２，８３９円（２，７６９円） 幼稚園 １，７２３円（１，６６８円） 高校（全日制・昼間定時制） ２，８２９円（２，７７４円） 高校（夜間定時制） ２，９５３円（２，９１４円） ※　括弧内は短大卒１年目の額 高等学校実習助手 １，７９５円（１，７４６円） ※　括弧内は高校卒１年目の額
	昇　　給	有（任期付職員）	――
	諸　手　当	正規教員と同様 （通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当　等）	（通勤費用） ・１回の通勤に要する運賃等の相当額（最も低廉となるものの額） ※交通用具を使用し通勤する者には使用距離に応じた額を支給 （期末手当） ・以下の３点を満たす場合に支給 ①基準日（６/１、１２/１）に在職または基準日前１月以内に退職 ②基準日に年度内の任用期間が６月以上 ③週の勤務時間が、１週間につき１５時間３０分以上 （経過措置あり）
	退 職 手 当	有（６月以上の在職期間がある者）	――
	勤務時間等	１日の勤務時間　７時間４５分 ８時１５分 ～１６時４５分 （休憩時間４５分） 週３８時間４５分 （正規教員と同様）	週２９時間以内（任用により異なる）

	年次休暇等	・年次休暇 任用期間に応じて付与 ・その他休暇 臨時休暇（夏季休暇）（有給） 任用期間に応じて付与 公民権行使職免（有給） 裁判員等職免（有給） 傷病職免（有給）　等	・年次休暇 任用期間に応じて付与 ・その他休暇 臨時休暇（夏季休暇）（有給） 任用期間に応じて付与 公民権行使職免（有給） 裁判員等職免（有給） 傷病職免（有給）　等
	社会保険等	公立学校共済組合（臨時的任用職員のみ長期は厚生年金保険）に加入、任用期間３１日以上の者は雇用保険に加入（退職手当の支給対象となる者は非加入）	原則、２月超、週２０時間以上の任用の場合、公立学校共済組合、厚生年金保険に加入 週２０時間以上勤務しかつ３１日以上の任用の場合、雇用保険に加入
	公務災害補償	「地方公務員災害補償法」を適用	「労働者災害補償保険法」を適用